

多重債務者の救済活動

——ある「被害者の会」のエスノグラフィー——

大 山 小 夜

はじめに

戦後3千件を越えることのなかった破産件数は、1970年代後半に入ると急激に増加し、1997年度には7万件に達した。1995年の消費者破産者の年齢構成は20歳代14.8%、30歳代25.7%、40歳代25.5%、50歳代19.5%、60歳代以上13.6%と働きざかりの30代と40代が半数を占め、一家の大黒柱の破産は、家族の経済生活の破綻を意味する。一方、消費者信用業者による簡易裁判所の裁判・家財道具や給料の差し押さえの件数は100万件にのぼる。さらに、こうした業者の債権管理部門には3～6ヶ月間返済のない顧客のリストが200～300万件あるという。これらの数字は、複数の貸し手から借入をして返済困難な状況に陥る、いわゆる「多重債務者」増加を反映している。

こうした社会現象に対して様々な立場の人々が関心を寄せ始めている。これまでは特に、借り手の債務状況や生活状態を考察の対象とした統計的な調査がなされてきた。(cf. 国民生活センター 一九八六；岩田 一九九六；日弁連調査 一九九四)。だが、当該の現象への理解を深めようとすれば、借り手だけでなくその家族、さらには貸し手や裁判所にも光をあてることが不可欠である。また、数値的データだけでなく多重債務者をめぐる社会的な相互作用に焦点を定めたエスノグラフィックな手法も必要である。すなわち、このような手法によって、様々な役割を持った人々が多様な情報をめぐって多元的なやりとりを行う様子を描き出すことができる。本稿では、参与観察に基づいて収集された質的データを用いて、多重債務者の救済の現場を分析していきたい。

多重債務者が取り組むべき当面の課題は、何らかの方針に則って債務を整理することにある。この債務整理には一定の法的・経済的知識を要する。そのため、専門知識を有する者との新たな接触が不可欠である。こうした接触には一般的に次の四つのパターンが考えられる。(1)相談型——市役所の相談窓口や各種の相談機関が該当する。これらの機関に接触することによって、債務整理に関する情報を入手する。債務整理に関する手続きの責任は本人が全面的に持つ。(2)依頼型——弁護士や司法書士の事務所が該当する。手数料

等を支払って専門家と一定の契約関係を取り結び、手続きの全て（＝「代理」）ないし一部（＝「書類作成の代行」）を依頼する。(3)自助グループ型——「被害者の会」に代表されるような多重債務者同士による自助的救済。本稿で紹介するのはこのパターンである。(4)独学型——相談も依頼もせず当該問題に関する手引き書を独学する。対面的な相互作用はなされないが、本を通じて専門知識を有する者に間接的に接触する。

これらのパターンにおいて、独学型が選択されることは稀である。そこで(1)から(3)について考えてみたい。(1)と(2)に共通するのは、専門知識を持つ者が問題を抱える被相談者に対して一方向的に援助するという形態であり、さらにこうした形態が制度化されている点にある。一方、本稿で考察の対象となる「Aの会」（仮称）は(3)に該当する。ここでは、援助する者と援助される者の関係は厳密には制度化されておらず、援助される者が援助する側に役割転換するような緩やかな相互作用の形態が採られている。究極的には、多重債務者自身による多重債務者のための会の運営・組織・活動形態が目指されている。現在のところ、日本においてこのような自助の形態を目指した多重債務者の救済活動を全国規模で展開しているのは、Aの会が加盟する「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会」のみである。本稿は、このAの会の救済活動の遂行過程を記述し、その社会的世界の形成・維持・変容について考察したいと考える。

本稿の構成は次の通りである。第一節では、日本の多重債務者の救済活動の歴史を概観し、Aの会の置かれている社会的状況を描く。第二節では、Aの会に訪れる被相談者の社会的属性と債務状況を示し、「定例会」と呼ばれる場において繰り広げられるAの会の救済活動の遂行過程を記述する。第三節は、Aの会という社会的世界の形成と維持のメカニズムやその変容の過程について、経済的・人間的・情報資源の動員と組織化に焦点を定めて考察する。最終節では、Aの会の救済活動の特徴についてまとめる。

1 社会的背景

1—1 考察の対象

本稿でこれから考察するのは、ある都市を拠点に「多重債務者の救済と被害撲滅」を目指して活動を行っている非営利団体、「Aの会」である。その具体的な活動内容は、多重債務者の債務整理と生活再建の援助・「人間性」回復の支援、貸金業者の違法な取り立てや高金利に対する法的対処、さらに貸金業者を取り締まる監督官庁への指導の申し入れなどである⁽¹⁾。活動に携わるのは、弁護士や司法書士や消費生活コンサルタントといった専門家の他に、会の活動母体とされメンバーによって「被害者」と呼ばれる人々である。A

の会では、理由を問わず借金を抱えて相談に来会する人々は皆「被害者」と呼ばれている。本稿でもこの名称にならない、相談に来会した多重債務者を「被害者」と記すことにする。

Aの会は、「全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会」（以下、当事者たちによる通称に従い「被連協」と記す。）の加盟団体である。被連協は1982年に、各地で独自の活動を展開してきた全国の被害者の会による連携によって誕生した。現在、被連協に加盟する被害者の会の数は全国で50を越える（地図1）。これらの会はほぼ太平洋ベルト地帯上に位置する。おそらく、業者の分布と会の組織基盤となる既存のネットワークの多寡を反映するものと思われる。1997年の夏に誕生したばかりのAの会は、こうした会のなかでは「若手」の部類に入る。

全国各地の被害者の会は多重債務者を活動母体とする点で共通しているが、実質的な事務運営の中核を誰が担うかによって、弁護士型・司法書士型・民商型の三つに分類できる。近年、司法書士による多重債務問題への取り組みが全国で活発に進められている。Aの会は、このような流れを背景とした司法書士型の会である。だが、Aの会ではこの司法書士に加えて、消費生活コンサルタントと、定例会という表舞台には登場しないが他の場面においてこの会を支える弁護士が専門家として共に参加している。

1-2 専門家による救済活動の歴史

多重債務者の救済活動の歴史は、大阪で「サラ金問題研究会」が設立された1977年5月にさかのぼる。この研究会は、担当した事件をきっかけに多重債務問題に関心を持った弁護士の呼びかけによって、当初15人の弁護士で結成された。当面の活動は多重債務者の法的救済にあったが、最終目標は高金利と過酷な取立に対する法案作りであった。この会は、業者の法的規制を通じて多重債務問題の解決をはかっていたが、後に会の趣旨に賛同する学者や弁護士など各方面の専門家を新たなメンバーに加えて、1978年9月には「全国サラ金問題対策協議会」（当事者たちの通称にならない、以下「サラ対協」と記す。）を結成し

¹⁾Aの会の会則は次の通りである。会則第3条（目的）「本会はクレジットサラ金被害者が協力団結することにより、被害者自身の生活の建て直しと社会的地位の向上をはかるとともに、他の被害者を多重債務から救済することに尽力し、ひいては社会からクレジット、サラ金被害をなくすことを目的とする」。また、会則第4条（運動）では上の「目的」を達成するために次の活動を遂行することが明示されている。「①毎月例会を開き、会員相互の親睦及びクレジットサラ金問題の学習を深めるとともに、会員が抱えている多重債務問題の解決のための懇談と情報交換をおこなう。②クレジット、サラ金被害者の生活建て直しのためのカウンセリング活動。③クレジット、サラ金被害撲滅のための社会運動と立法活動。④その他、第3条の目的を達成するための必要な事項」。

た。彼らは、1978年7月に日本弁護士連合会がまとめた「小口金融業法案」をもとに、金利の引き下げや貸付額の制限などの規定を新たに盛り込んだ独自の法案を作成し、その立法化を国に求めた。「貸金業二法運動」と呼ばれた彼らの法制化・改正運動は、業者の金利の大幅な引き下げ（出資法の金利を109%から最終的に40%への引き下げ）と取立行為の規制（1983年「貸金業規制法」）の成立に結実し、消費者金融業者は「冬の時代」を迎えた。その後、今度はクレジット業界による与信行為に絡んだ「被害」が全国で多発したため、サラ対協は1985年4月に「クレジット被害の撲滅」と「信販会社と販売店の共同責任の明確化」を目指して名前を「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」（通称「クレサラ対協」）に改称する。貸金業規制法施行以降、クレジット業者を含む消費者信用業者のなかには、直接的な取立行為から裁判所を介した債権回収方法に転化するところが現れた。債務者の知らぬ間に事実と異なる内容で公正証書が作成されるケースなどが増加していることを受けて、クレサラ対協は実態把握を行う一方で「公証人が債務を確認せず証書を作成」していると国家賠償請求訴訟を行った。日本の「裁判傍聴運動」はこの一連の過程で生まれている。1998年8月現在、クレサラ対協の主要メンバーである「幹事」と「顧問」は、学者15名、弁護士109名、司法書士87名などから構成されている（クレサラ白書編集委員会編集 一九九八:260-263）。

1-3 「被害者の会」の歴史

被害者の会は、前項の「サラ金問題研究会」の支援を受けて誕生した。サラ金問題研究会の呼びかけ人であった弁護士は、公害問題に携わる先輩弁護士から「被害者団体をつくらないと運動はつぶれる」との助言を受け、1977年10月に全国で初めて多重債務者による「被害者の会」を誕生させた。これは、サラ金問題研究会のメンバーと、同研究会が開設した「サラ金110番」に相談に駆け込んだ人々で構成された。折しも、消費者金融を中心とした消費者信用産業の成長が著しい時期であった。その後各地で次々と被害者の会が結成される。やがてこれらの会による実態報告が進められるなかで、消費者金融業者による過剰融資、高金利、過剰取立のいわゆる「サラ金三悪」による被害が明らかにされた。それとともに、1952年に導入されて以来実質的に使用されてなかったアメリカ型の免責制度が1982～83年頃から各地で次々と使用されるようになり、消費者破産は裁判実務として定着していった²⁾。1981年9月には大阪・兵庫・広島・東京・鹿児島などの五つの被害者の会が

²⁾日本の現行破産制度は事業者破産を念頭においたドイツの破産法に倣って1922年に制定され、戦後になってアメリカの免責制度を「接ぎ木」した。

実行委員会となって各地の会を召集し、大阪で第一回目の「サラ金被害者全国交流集会」が開かれた。翌1982年には、現在の被連協の前身である「全国サラ金被害者連絡協議会」が発足し、以来毎年一回全国交流集会が開催されている。現在では、全国規模の集会だけでなく、近隣都道府県間だけの懇親会や会合なども各地で頻繁に開かれている。

近年、年一回の全国交流集会の開催地には「被害者の会」のない都道府県が選ばれている。被連協は、開催にあたって、クレサラ対協と協力して地元の弁護士や司法書士や消費者団体などに呼びかけ、被連協の全国交流集会の場において新しい「被害者の会」が結成されるよう働きかけている。本稿でこれから取り上げるAの会は、それまで被害者の会のなかった当該の都道府県において1997年8月下旬に誕生した。翌9月に開催される全国交流集会開催を目前に控えた時であった。

1-4 被害者と専門家の協力

以上、前項・前々項において、「専門家集団」と「被害者の会」を別個に考察してきたが、実際に全国規模で様々な活動を展開する場合には両団体は「協力関係」を取り持つ。一方の被連協については、「被害者」による集会や活動や体験談はマスコミを介して人々の注目を得やすく、また「被害」の原因が社会に起因することを社会的にアピールする効果を持っている。他方のクレサラ対協については、取り組むべき対象を多重債務分野に限定しそれに関連する専門家を結集すれば組織的で効率的な法案作りが可能であるし、専門家集団としての活動は当該問題の「問題性」を「正当に根拠づけ」る作用を持つ。

同時に、両者は次の点においては「共生関係」をなしている。すなわち、一方の被連協は、各地の被害者の会で被相談者の債務整理を援助する際にクレサラ対協の研究成果を活用する。クレサラ対協は今までに、50～60冊の当該問題に関する著書を出版しており、その中には、債務整理に関する具体的な手引き書も含まれている。他方、クレサラ対協は多重債務の実態や業者の動向を各地の被害者の会を通じて収集しており、これらが法案作りの際には貴重なデータとして参照されている。

現実には、こうした密接な関係にある両者の活動を厳密に区別するのは難しい。これは組織の上でも確認できる。1998年8月現在のクレサラ対協の会員名簿には、各地の被害者の会の中心的人物の名前や被連協に加盟する49団体名が掲載されている。さらに、各地の被害者の会に参加する専門家の多くはクレサラ対協のメンバーでもある（前掲書:263-265）。

以上、みてきたように、クレサラ対協や被連協による全国レベルでの多重債務者の救済

活動は、法の制定・改正や問題の社会的アピールといった社会運動としての側面が強い。だが、以下でみていくように、地域レベルで行われている被害者の会の活動は、むしろ多重債務に悩んでいる人々を個別に救済する活動が主である。次の第二節では、そのような地域レベルで行われる救済活動の一つとしてAの会の事例を取り上げ、その活動内容に迫っていく。

2 救済活動の現場

毎月二回開催される「定例会」は、他の被害者の会と同様に、Aの会においても様々な活動のなかで「メインイベント」と位置づけられている。彼らは、この定例会において、多重債務者の問題解決の援助をはかるのである。定例会では、毎回20～30名前後の人々が参加している。詳しく見ていくと、司法書士10名強、消費生活コンサルタント1名から3名、被害者10名強である。新規相談者の数は1名から10名余りと、時期によってかなり異なる。以下では、定例会を記述するための準備作業として、会場・参加者・スケジュールについて説明する。その後、彼らの救済活動の遂行過程を記述する。

2-1 会場・参加者・スケジュール

・会場

毎月二回の定例会は、土曜日か日曜日のいずれかに開催される。曜日の設定を週末に限定しているのは、週末ならば参加できる多くの専門家に配慮したものである。一堂に会することのできるような独立事務所や会場を持っていないため、定例会は毎回既存の会場を借りて設営されている。

・参加者

【会員の条件と入会時期】

定例会には、会員でなくても参加することができる。このため、定例会には会員と会員でない者が混在する。非会員のほとんどは新規相談者であるので、定例会はほぼ会員と新規相談者で構成されている。「会員」とは、Aの会の会則では「クレジット・サラ金の被害者及びこの会の趣旨に賛同する個人で本会が適当と認めたもの」（Aの会会則第5条）とされているが、実際には「入会申込書」に名前や住所などの必要事項を記入した者を指している。会員は、当事者である被害者だけでなく、その家族や専門家である司法書士や消費生活コンサルタントや弁護士なども含められる。会員は、この入会申込書に記入するだけでなく「会費」を支払わなくてはならない。会費は月額500円で、年間にして6000円

である。

会員になる時期はそれぞれ異なる。専門家である司法書士やコンサルタントや弁護士のは大半は、会への活動参加と同時に会員になる。被害者の場合は、初回の定例会の帰り際に申込書に記入する者もいれば、会員である司法書士や弁護士の勧めで入会する者もいる。あるいは、しばらく参加回数を重ねて様子を見てから入会する者もいれば、一見の来会者もいる。

【会員の類別】

会員の相互作用は、司法書士同士、コンサルタント同士、被害者同士の三つに分かれて行われることが多いが、救済活動という側面からみる場合、彼らは「被相談者」と「相談員」の二つに類別することができる。被害者は借金返済に悩み解決を望む「被相談者」であり、一方の司法書士やコンサルタントは彼らに対して専門的な知識を提供する「相談員」である。しかし、会内部で「役職」を持つ被害者や債務整理の手続きの進んだ被害者も「相談員」的な役割を担っている。彼らは、司法書士やコンサルタントのように専門知識の提供者ではないが、多重債務という実際の経験者としての影響力は大きい。

【被害者の社会的属性と債務状況】

Aの会において救済の対象となる被害者の社会的属性及び債務状況について示しておこう。ここでは、1998年8月に筆者が行った当時の被害者会員総数の約8割に相当する56ケースの相談カルテ分析の結果を、以下の6点にまとめている。いずれも彼らがAの会に相談に来た当初のデータである。

①来会経路……3割が新聞・テレビの報道によって来会。次いで、25%は当該都道府県司法書士会主催の電話相談「クレサラ（クレジット・サラ金）110番」といった私設相談窓口を介して。市役所などの公設相談窓口と知人・友人の紹介による来会は各々13%である。残りは、家族・親類や、弁護士・司法書士を経由。居住地は、定例会が開催される市内が全体の6割を占めている。

②性別・年齢・学歴・家族構成……男女の構成比は2対1である（男性37名、女性19名）。年齢構成は高齢に偏っている（表1を参照のこと）。最終学歴については、不明15ケースを除く41ケース中約7割を中学校・高校卒業者が占める。家族構成については、不明1名を除く55ケース中、単身生活者が2割を占めている点が特徴的である。

③職業・収入・居住形態・財産……4割が会社員。アルバイト等の非常勤職に就く者と無職がそれぞれ25%を占める。平均収入は月額23万3千円。居住形態については、5割が民間の借家に住み、持家率（「家族の持家」を含む）は25%である。民間・公営借家の家賃は平均4万円

である。ちなみに、全国の勤労者平均世帯の場合、持ち家率（住宅ローン返済中を含む）は6割で、民間の借家居住者は2割弱であるから（総務庁統計局 一九九七）、Aの会の被害者会員の居住形態は全国のレベルからすると持家住まいが少なく、逆に民間の借家住まいが多いことがわかる。不動産・有価証券・自動車・生命保険証書などの財産を全く持たない者は33名と全体の6割にのぼる。

④多重債務状況……借入先の平均は14.6件と複数の相手と契約を結んでおり、負債額の平均は887万7千円と収入に比べて高額（詳細は表2）。

⑤借入原因……生活費が最も多い（のべ人数計96名中46名が該当）。他に、遊興費と物品購入が10名前後、保証債務と事業資金による借入が6名ずつ。

⑥取立状況……自宅への文書等送付・電話や、勤務先への電話や来訪といった請求行為を受けたと回答したのは42ケース。これは、不明及び記載漏れの5ケースを除いた全体の8割に相当する。残りの2割は、返済困難に陥り取立が厳しくなる前に、早期に来会しているケースと思われる。

表1 被害者会員の年齢別構成比		
年代	人数（名）	%
60歳代	10	17.9
50歳代	13	23.2
40歳代	12	21.4
30歳代	13	23.2
20歳代	6	10.7
不明	2	3.6

表2 被害者会員の債務状況			
債権者	該当数 (名)	貸し手の数 (平均)	負債額 (平均。単位万円)
銀行系	27	2	343.4
信販系	33	2.8	131.2
消費者金融系	44	9.6	306.5
友人等	11	4	183.5
住宅ローン	2	1	1955.0
その他	7	4.4	266.4
全体	……	14.6	887.7（中央値は518）
*複数回答。貸し手の数（平均）及び負債額（平均）は、総数ないし総額を該当数で割って算出した。			

・スケジュール

最後に、定例会のスケジュールを示しておこう。定例会は、午後1時に始まり午後5時に終了する。スケジュールは表3の通りである。当日の進行役を担うのは「司会者」で、役職に就く被害者会員のなかから毎回選ばれる。以下では、このスケジュールの進行に沿って定例会の様相を記す。

表3 Aの会の定例会のスケジュール				
	時間帯	名前	内容	テーブルの配置
1	1:00～2:00	交流会	自己紹介（参加者全員）	大きな四角形
2	2:00～2:45	勉強会	講師：会員である専門家	大きな四角形
*	*	*	休憩	*
3	3:00～4:00	個別相談	債務の個別相談（新規相談者対象）	新規相談者の数にあわせてテーブルを個別に配置。
4	4:00～5:00	交流会	・担当者による個別相談の内容報告 ・新規相談者による感想 ・連絡事項	大きな四角形

2-2 救済活動の遂行過程

【自己紹介】

最初の「交流会」では、当日のすべての参加者が自己紹介を行う。自己紹介の形態は次の通りである。司法書士と消費生活コンサルタントは職名を述べた後に名乗る。被害者は、居住地の次に名前を言い、続けて、この会をどこで知ったのか・負債を抱えるに至った原因・負債額・それへの対処などについて説明を求められる。破産などの具体的な手続きに入った被害者は、これらに加えて経過報告を行う。このような自己紹介は新規相談者を困惑させるものである。そこで、新規相談者に会の雰囲気を充分知ってもらうだけでなく前もって発言内容を整理してもらうためにも、自己紹介は被害者会員→司法書士及び消費生活コンサルタント→新規相談者の順で行われる。この時間帯では被害者の体験談や報告の交流が中心となり、司法書士やコンサルタントが進んで発言することはほとんどない。司法書士や消費生活コンサルタントは、専門家としての関心と立場から被害者の発言に冷静に耳を傾けている。

自己紹介において新規相談者が口を開くかどうかは、実際には被害者会員が自分の境遇

をいかに率直に語るかによる。「これは、体験したものにしかなかなかわからんのやけれど」「逃げても相手はどこまででも追いかけてくるんやね、ほんまに」「今こうしてここでしゃべってるのが信じられません」「死のうって何度も思いました」などと様々に発言する被害者会員がいる一方で、声を詰まらせほとんど報告にならない被害者会員もいる。それぞれに生々しい彼らの話は、聞き慣れているはずの専門家をも圧倒する。やがて、順番の回ってきた新規相談者は、被害者の話に引き込まれるようにして次々と重い口を開いていく。

新規相談者：「——から参りました——と申します。私は、地元の消費生活相談所でこのことを教えてもらいました。私、タクシーの運転手をしておるんですが、数年前からの不景気で水揚げが半分に減りまして、その頃から借金するようになりました。今のところ、借金は全部で500万円ほどやと思います。」

司会者：「どういったところから借りてはるんですか」

新規相談者：「サラ金から7社、あと、親戚からも少し。お金貸してもらえんようになってからは、家内にもサラ金から借りてもらいまして、これが4社ほどやと思います。それから、家賃は2ヶ月分滞納してます。」

司会者：「それで、取立の状況はどないですか。」

新規相談者：「とりあえず、少しずつでも返しておったら催促の電話もないさかいに、金利分だけでも返しておったんですが、ここんところ、それも苦しくなって全く振り込まんようになったもんですから、最近自宅に毎日電話がかかってきます。一つだけ、直接家に来たのもあります。」

司会者：「そうですか。まあ、よう早めに来てくれたなあ。これから返済がもっと難しくなると、追い込みもどんどんきつうなってくと思うんやけど、そこいらは先生方にアドバイスを受けてその通りにしてったらええから。あと細かいことは、個別の相談があるから、そこで全部話してもらええですよってにな。」

当人には債務状況や関連する事実をそのまま話してもらい、それを受けて司会者は同じ立場に立って当人の抱く不安や孤独に共感を示す。こうした被害者会員の解釈図式を獲得し、新規相談者は自分の置かれている状況を率直に語るようになっていく。「率直」な発言は、当該問題の円滑な解決にとってきわめて重要である。それは次のような理由による。私たちは通常、理解や敬意を得るに値する者として自己を呈示しようとする。借金返済で悩む人々の振る舞いのなかにもそのような様子は見て取れる。彼らは、客観的に見れば返

済不能な状況にあっても、返済能力と返済意志を保持し続けようとする。こうした自己呈示は、問題悪化の原因となる。彼らはこのような「見栄」を業者に見透かされてさらなる借入契約を結ばされ、返済のあてのない負債を次々と抱え込む。債務整理の相談を持ちかける場合でも自己呈示は次のようなかたちで表れる。彼らは得てして、債務額を少な目に申告したり、借入原因を明確に言わなかったり、貸し手の業者に対して恩義を示して借入先を一部申告しない。しかし、こうした自己呈示はしばしば円滑な債務整理の妨げとなる。借金は、全てを申告した上で整理しなければ完全には精算されない。自己紹介では、被相談者は、被害者会員の粉飾のない体験談に耳を傾けることによって、体裁をつくらうことの不要を知ることとなる。これは、後に控える個別相談における聴取を円滑に進める上でも役立つ。

【勉強会】

「勉強会」では、被害者中心型の自己紹介の時とは一転し、専門家主導型の相互作用が展開される。ここでは、消費生活コンサルタントや司法書士から毎回「講師」が選ばれ、債務に関する授業が行われる。こういった取立が違法とされるのか、実際に違法な取立があった場合はどういうところに苦情申し入れをするのか、破産の手続きはどのように進められるのか、公正証書とは何かなど、テーマは当日の担当講師に一任されている。

ここでの主な目的は、次の通りである。被害者の多くは、貸し手に対して複雑な感情を抱いている。それは、既存の人間関係において好まれない金の融通をしてくれる業者——特に消費者金融業者——に対する感謝と同時に、「返済しなければどうされるかわからない」という漠然とした恐怖心である。このような相矛盾する感情を持ちながら、彼らは数ヶ月、数年、数十年という年月をかけて他人に知られまいとして密かに複数の業者との相互関係を構築していく。

債務整理とは、個々の貸し手との契約関係を整理し、最終的には彼らとの関係を断ち切ることを意味する。だが、これを遂行するのは難しい。今まで借金をしながら返済する意志と能力を示そうとしてきた彼らが、返済不能な状態を認めた上で多少なりとも恐怖心を抱く業者に対して「返済できない」と切り出すのは勇気のいることである。実際、Aの会の被害者会員の多くは、来会するまでに次のようなキャリアを辿っている。すなわち、彼らは業者との関係を断ち切ることができないまま、高い金利分だけを返済しつづけ、結果、元本が減らないどころか債務額は膨れ上がっていた。Aの会への相談に来訪した時点で財産を全く持たない者が調査対象者の6割にのぼることは前節において示した通りである。

貸し手は、被害者に比べてはるかに冷静で圧倒的な知識を背景にした存在であり、融資のプロであると同時に回収のプロでもある。一個人の努力や誠意だけでは解決できない困

難を当該問題ははらんでいる。したがって、債務整理に入るためには、相手となる業者の生態を知り、自らの置かれている現状を把握しなければならない。これは、貸し手の金融システムとそれに関連する適切な経済的、法的知識を獲得することによって達成されると、Aの会では考えられているのである。

【個別相談】

「個別相談」では、相談員が新規相談者の話を聞き、債務整理のための解決策を共に考える。ここでの主役は新規相談者であり、彼らを相手に本領を発揮するのは主に司法書士である。生活保護などの債務問題に付随する消費生活については、消費生活コンサルタントが助言する。

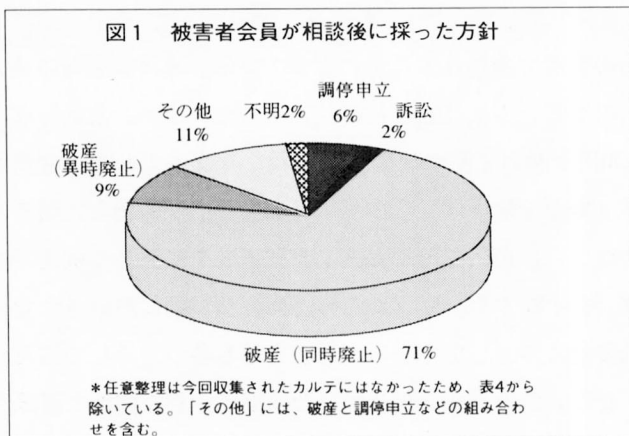
個別相談では、会で独自に作成した「相談表」が相談を担当する司法書士に配布される。担当者は、その時々に参加メンバーの顔ぶれによって比較的ランダムに決められている。司法書士はこの「相談表」に沿って被相談者との話を進めていく。細かい相談の進め方はそれぞれの司法書士に一任されているが、個別相談において大半はこの相談表の項目を埋める作業にあてられている。相談表の主な項目は以下の通りである。

相談表の主な項目：債務者の氏名・住所・生年月日・職業・家族の状況（家族構成・収入・同居別居の有無）・債権者数・債権者名・債権者ごとの負債額・借入金の使途・返済遅滞の有無・返済遅滞の時期・返済困難の理由・資産の状況・収入の状況・支出（主に家賃や生活費）の状況・取立の実態、など。

債務整理は、借入先と借入額を全て把握するところから始まる。そのためには、借入の原因となった直接の出来事やその時の収支状況、当事者と家族との関係などについて聴取しなくてはならない。こうした作業にはかなりの時間がかかるため、聴取は大半のケースにおいて次回の定例会へ持ち越される。被相談者にかなりの精神的困憊が見られる等緊急を要する時には、後日速やかに司法書士の事務所において作業を続行する。

債務を整理する手段としては、任意整理・調停・破産などがある。相談員は債務整理のための情報を一通り伝え、当人の債務状況や様々な要素を検討した上で本人にとって好ましいと思われる選択肢を示す。被相談者は返済の意志を捨てきれず任意整理を望むが、専門家の目から見れば返済不能な状況であることが多い。どれを選択するかは最終的に被相談者本人の意志に委ねられている。多くは破産を選択することになるが、迷いもなく即答で決められる者はいない。決断の結果は、図1に示される通りである。さらに、どの司法書士に書類作成を依頼するのか、あるいはどの弁護士に代理人として依頼するのかも被相

談者本人の意志に委ねられる。しかし、経済的・情動的資源の乏しい多くの被相談者はこうした専門家にアクセスする機会を持っていないので、大半がAの会の司法書士会員に受託を依頼するのが実情である。任意整理を行う場合や、財産があつて債務整理がかなり複雑な場合などは、担当者が司法書士から弁護士会員へと継承される。本格的に債務整理の手続きに入る時には、後日、被相談者と司法書士あるいは弁護士の間には着手金・手数料を介した一対一の契約関係が取り結ばれる。



【報告と感想】

再びテーブルを大きな四角形に戻して行われる「交流会」では、担当した司法書士が個別相談の結果を順次報告する。次いで新規相談者は全員会に参加した感想を求められる。自己紹介の時に見せた暗く緊張した表情には安堵が見られる。彼らは、次のようなコメントを残す。

「今日は皆さんに話を聞いていただいてホッとしました」。「なんか全然検討もつきませんでしたけど、ちょっと先が見えてきたような気がします」。「今までどこに行ってもきちんと話を聞いてもらえなかったんで、今回もあんまり期待せんと来たんですが、来てみてほんとによかったです」。「私と同じような人がこんなにいてはとは思いませんでした」。

最後に、司会者や会員から連絡事項が告げられ、定例会はほどなく終了するのである。

3 社会的世界の形成・維持・変容

一般に、資金の調達と人員確保は、組織の形成と維持にとって重要な要件となる。非営

利団体であるAの会の場合、この二つの動員と組織化は会の存立自体に関わるきわめて切実な問題である。さらに、Aの会の救済活動の遂行を考えると、債務整理の効率化のための様々な戦略も考察の対象として重要である。こうしたことから、以下では、Aの会という社会的世界の形成・維持・変容について、経済・人員・情報の三つの資源に焦点を定めて論じる。

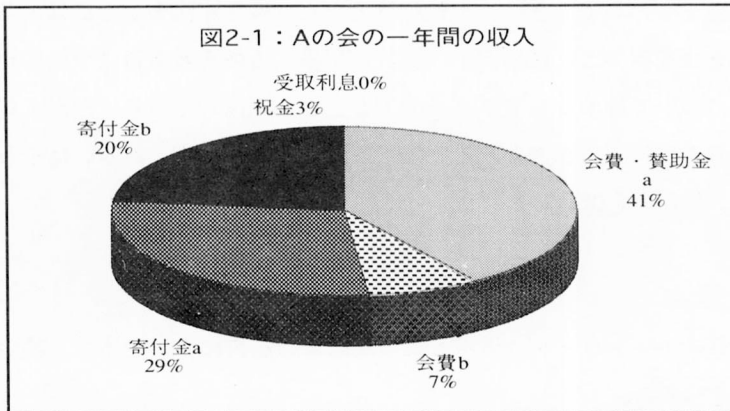
3-1 経済的資源

この会の運営資金は、会員からの会費で賄われることになっている。専門家会員の場合は年一括払いである。被害者会員の支払い方法は厳密には決められていない。数ヶ月まとめて支払う者もいれば、最初に500円を納めてその後全く支払わなくなってしまう会員もいる。本人が自発的に会費を支払う場合を除けば、会内部の「会計係」が定例会に顔を出す会員に直接催促する以外に方法はない。司法書士や弁護士が被害者を受託して破産手続きに入る場合、業者は本人への取立を中断する。取立からの恐怖に精神的に解放された被害者のなかには、安心してそれ以後会に参加しなくなってしまう者も多い。そして彼らからの会費徴収もそれ以後できなくなる。このような現状は、会内部で深刻な問題と認識されている³⁾。これは、会の経済的基盤が安定しないということ以上に、会費の不払いが会員としての自覚の欠如とみなされる点で問題であるという。ある消費生活コンサルタントは再三、「会員としての自覚を促すためにも、会費は徴収しなくてはいけないんです」と主張する。しかし、借金の返済がままならない被害者会員に対して定例会で顔を合わす度に「お金払ってください」というのは「取立みたいであまり気が進まない」と冗談半分に漏らす司法書士もいる。会の経済的基盤の維持に深刻な問題が生じているわけではない現在、経済状況の厳しい被害者会員に面と向かって会費納入を促すことに躊躇する専門家会員は少なくない。こうしたことから、会費制をモットーとするAの会も現実には別の方法で資金を賄わざるを得ない。図2は、Aの会の一年間のお金の出入りを示したものである。これを引用しながら会の経済的資源の動員とその用途を追跡する。

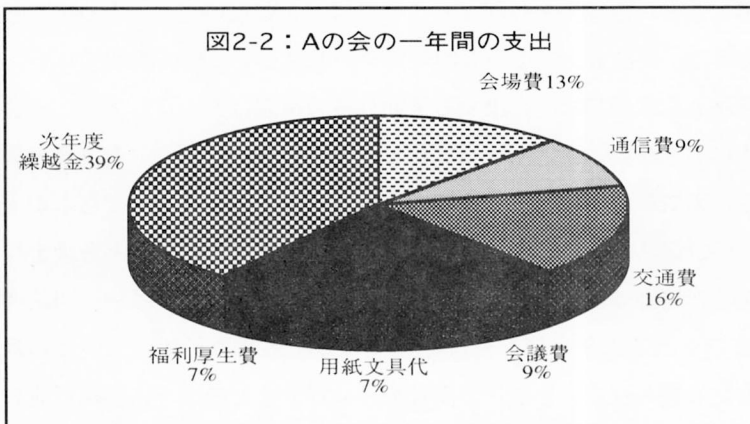
まず、収入部門に関して収入の4割を占めるのは「会費・賛助金a」である。その内訳は、1998年8月末現在で会の最大勢力である被害者会員を除けば、ほぼ会員数に反映している。「会費b」とは、1997年度末に行われた忘年会会場で募られた専門家会員からの寄付金である。「寄付金a」とは専門家会員からの寄付金のことで、会費の納入と合わせて募られ

³⁾Aの会では次年度の課題として、内部の成員の組織化と会の存在をアピールする対外活動の強化に加えて、「会費徴収」があげられている（1998年8月30日当日配布資料「課題」『平成9年度Aの会事業報告』より）。

る。「寄付金b」には被相談者受託によって得た専門家会員の報酬金の一部が自発的に寄付されているお金が主である。彼らはこうしたお金のことを「バック」と呼んでいる。「バック」には、外部団体から招へいされて行った講演会の謝礼なども含まれる。



支出部門に関しては、年間23回開催された定例会の会場使用料が13%を占める。「通信費」のほとんどはファックス送信費に費やされている。ファックスは、Aの会の専門家会員にとって情報伝達の重要な媒体である。「交通費」はそれぞれ年一回開催される「西日本被害者交流集会」「被害者連絡協議会代表者会議」「被害者連絡協議会幹事会」参加に要した交通費である。被害者会員は、対外的には会の「顔」となるため、他会との交流には必ず参加する。その際の交通費や宿泊費はAの会の財源から捻出されている。「会議費」とはこうした会議への参加費である。「福利厚生費」とは年末に行われた忘年会費であるが、収入部門の「会費b」として徴収された分で補われている。4割を占める次年度繰越金は、将来構想されているAの会の独立事務所設営のための資金に残されている。



以上から、Aの会では純粋な会費だけに頼って運営をすることは難しく、現実には財源の半分が専門家会員からの寄付金によって賄われていることがわかる。しかし、興味深いことに、専門家会員は経済的貢献と会内部の発言権をむすびつけない。Aの会では、司法書士による経済的な貢献がきわめて大きい。それだけでなく、彼ら司法書士会員は、債務整理については豊富な知識を持つことに加えて、自分が担当する被害者会員については詳細な記録を持ち、彼らについてはかなりプライベートなことも把握している。だが、経済的貢献度と、様々な情報を保持する専門家としての権威にもかかわらず、あるいはそうした影響力を考慮してか、彼らの定例会における発言はむしろ控え目である。

3-2 人的資源

以下では、専門家会員のネットワークの活用と新規相談者の動員について述べ、続いて会員の組織化について考察する。

(1) 既存のネットワークの活用

【司法書士】

彼らは、緊密な外部のネットワークによってAの会へと動員され、組織化されている。Aの会への参加状況のよくない司法書士会員に対しては、このネットワークを用いて参加を促すといったこともなされている。

司法書士の業務は登記・供託・裁判事務であるが、中心は登記にある。彼らの懲戒の権限は法務局と地方法務局長が持つ。司法書士は、業務を行おうとする地域の「司法書士会」に所属しなければならない。本稿で調査の対象となった当該都道府県下の司法書士会には390名の司法書士が登録されている（1998年11月現在）。彼らは、数ヶ月や数年既存の事務所の元で働き、実務経験と人脈を形成し蓄積した後に独立した事務所を構える。一旦その地に事務所を構えると、地域間を移動することはほとんどない。したがって、彼ら司法書士同士の人間関係は、司法書士になると同時にその地において形成されていく。

司法書士は、その業務として裁判所に提出する書類作成の権限はあるけれども、弁護士と違って依頼人の代理はできない。両者が裁判実務に関わる場合は、こうした実務の違いもあって費用も異なる。両者の仕事の相違や依頼人の債務状況にもよるのでどちらが安いとは一概には言えないが、司法書士に破産のための書類作成を依頼した場合と弁護士に破産手続きの代理を依頼した場合では、前者の方が費用がかからないことが多い。司法書士と弁護士との職域の確定をめぐる争いは、弁護士による登記事務の行使についての裁判（「埼玉訴訟」）などにも見られる。しかし、両者の「共存」をどのように実現可能にするかについては特に裁判実務が争点の場となっている（cf.吉野正三郎、一九九二：127-

132)。現在は具体的な共存の在り方が模索されているが、両者間及び各内部、あるいは地域によっても意見は分かれる。だが、司法書士の若手を中心となって全国規模で消費者破産の実務に関わってきているのは近年の傾向としてあげられる。Aの会の司法書士会員の場合も、こうした全国的な流れを背景にして多重債務者救済に携わっている。Aの会では、被害者が50歳代や60歳代の者が目立つ（表1）のに対して、司法書士は全体的に若く、年齢の幅は20歳代後半から40歳代までである。大半は男性であるが、女性も少なからずいる。

【消費生活コンサルタント】

消費生活コンサルタントの場合は個別に会へと動員されている。彼女たちは、Aの会以外にも同種の専門家の集う各種の会合で相互に出会う機会を持っており、Aの会に参加する以前から互いを知る関係にある。

消費生活コンサルタントは通産省の要請により財団法人日本消費者協会が導入した資格制度である。面接と論文を提出し、これに合格すると2ヶ月の講習を受ける。受講期間中に論文を作成し、審査に合格すれば「消費生活コンサルタント」の名称を与えられる。資格を取得後、彼女らは公的機関や準公的機関や企業の消費者相談窓口などに「消費生活コンサルタント」として働く。職場では主に消費者の苦情窓口や消費者問題全般に関する相談に応じ、他の職員からは「先生」としての扱いを受けることもある。主に公的機関や準公的機関で消費者問題の相談窓口を担当しており、多重債務の相談を受けることも多いという。ほとんどのコンサルタントは環境問題か消費者問題か女性問題のいずれかに関心が深く、資格の取得を前後して既存の非営利の関連団体に参加している。他に類似した職種としては、企業の窓口としての「消費生活アドバイザー」（通産省認定）と行政の窓口にあたる「専門相談員」（国民生活センター）がある。これらのなかでコンサルタントは、最も古く30年以上の歴史を持つだけでなく、消費者に最も近い立場にある。しかし、近年、試験だけで資格を取得できる消費生活アドバイザーが急速に増え、同種の職業のなかで、古参の消費生活コンサルタントの立場は相対的に弱まりつつある。Aの会に参加するコンサルタントらは、消費者運動に関わってきた者が多く、多重債務者による「被害者の会」も消費者運動の一環として認識している。現在、当該都道府県下の消費生活コンサルタントは42名（1998年11月現在）でそのうち5名がAの会の会員である。彼女たちはすべて女性で既婚者である。司法書士会員に比べると年齢は高く、その幅は40歳代から60歳代までである。

(2)新規相談者の動員

新規相談者の少ない定例会は会員にとって好まれない状況である。会員は、社会におけ

る救済の潜在的な「需要」は高いと認識している。にもかかわらず上のような状況が続けば、「一人でも多くの救済」を謳う会の存在意義は揺らぎかねない。すなわち、会員の参加意欲は削がれ、会の凝集力は弱まりかねない。こうしたことから、彼らは様々な戦略を講じて新規相談者の動員をはかろうとする。

被害者会員は、会の外部で、接する人々にそれとなく債務問題に悩む人の有無を聞き、悩んでいる人がいれば会の存在をアピールする。専門家会員は、所属の司法書士会や弁護士会主催の多重債務の電話相談・無料相談会や外部団体から招へいされた講演会への参加を通じて、多重債務問題の実態と会の存在を対外的に知らせる。会全体としても、次のような活動を行う。特定の地域に集中的に定例会案内のビラを撒いたり、新聞やコミュニティ誌にAの会の活動内容の掲載依頼をしたり、「マスコミまわり」と称して主要な新聞社やテレビ局に訪問したり、監督官庁や警察署に表敬訪問を行う。こうした戦略を採った後の定例会では新規相談者が急増する。Aの会の被害者会員の半数は、マスコミまわりの結果報道された記事やニュースを見て来会する者と、司法書士らによる私設相談窓口を通じて来所する者で占められている。このことは、第一節の「来会経路」の箇所でも触れた通りである。

(3) 人的資源の組織化

人員の組織化については、会内部で常に微細な試行錯誤が繰り返されている。その特徴は、被害者会員への役割の付与・委譲を軸にした分業化にあると言える。

Aの会は、最初は「会長」「事務局長」「事務局」（各1名）だけが設定されて結成された。会の「顔」となる会長は被害者、事務局長は消費生活コンサルタントの最年長者、事務局は司法書士ネットワークにおいてリーダー的存在であった司法書士が就任した。しかし、実際に会の活動が開始され、本格的に運営が進むにつれて様々な問題が生じていく。会の事務運営は月2回の定例会の時の顔合わせだけでは不十分であることが判明していくのである。会場の場所とりが始まって、会員への情報の連絡や他の会との懇親、外部団体からの問い合わせへの応対、蓄積されたケースデータの整理など、雑多な仕事の処理が必要となっていった。また、それまでの定例会では、被害者会員の仕事が明確でなかった。専門家は、自らの専門知識とノウハウを発揮することによって、専門家としての使命を再確認し達成感もある。新規相談者は、個別相談で自らの問題を打ち明けることにより、債務整理のための当面の方針と安堵感が得られる。しかし、被害者会員の場合、専門家会員のような専門知識の提供者の役割を担うことは難しく、新規相談者と違ってすでに当面の指針を得ている。したがって、彼らは会に来て居場所がない。こうした被害者会員の多くは、時が経つにつれて会から離れていった。会は、参加する被害者会員の姿を通じて救

済活動の「実績」や「信頼性」を新規相談者に示すことができるが、被害者会員の少ない定例会ではこれが難しくなるばかりでなく、被害者会員が語る体験のリアリティの多様性も損なわれる。このような状況が長引けば、被相談者の会への定着も悪くなり、会の活気は低下する。こうした状況は、全国の少なからぬ被害者の会が抱える現状である。では、Aの会ではこの状況を打開するためにどのような試みを行っていったのだろうか。ここでは主に三つあげられる。

第一の試みは、「司会者」の委譲である。自己紹介という場合は、以前は参加者の顔見せという意味合いの強いものであった。しかし、ある時に、司会者の仕事を消費生活コンサルタントから被害者に委譲するという試みがなされ、その時の被害者は以前よりも率直に自らの境遇を話した。その後この試みは継続された。やがて、自己紹介は、専門家を「排除」し、被害者自身による被害者同士の体験の交流の場へと確立されていき、定例会において最も重要な行事へと意味転換していった。

第二の試みは、「個別相談」の形態についてである。以前の個別相談は次のようなものであった。すなわち、新規相談者以外の被害者は、余ったテーブルを会場の隅に配置して着席し、当日の個別相談を担当しない専門家会員と一緒に個別相談が終了するまでの間を利用して互いの状況を話し合っていた。だが、ある時期から、彼らも個別相談に配置されて新規相談者の話に応じるという体勢に変化していった。これを機に、個別相談は専門家だけの仕事ではなくなり、被害者も経歴の先輩としての発言を期待されるようになっていくのである。

さらに、第三として、こうした組織の変容が制度化されたことがあげられる。結成して一年目の1998年8月末に、Aの会の組織図が全面的に改訂された（表4）。新しい組織図では、役職を増やすとともに、役職に就く人員の数を増やした。そして、各役職には、会によく参加する被害者と、被害者以外のすべての専門家会員に役職を与えるよう人員を配置した。その後、仕事内容を広報・研修・生活相談・レクリエーションの四つに分化させ、それらを事務局が統括するという分業体制を整えた。彼らは会の機能を分化させて運営能力を向上させるだけでなく、会員に役割を配分して各々の居場所を与え、彼らの会への定着をはかっていったのである。

表4 新しい組織図	
役職名	担当者
会長（1名）副会長（1名）	被害者（各1名）
事務局長（1名）	被害者（1名）
事務局次長（5名）	消費生活コンサルタント（1名）・司法書士（3名）・その他（1名）
会計（1名）	司法書士（1名）
会計監査（1名）	消費生活コンサルタント（1名）
幹事（25名）	被害者（5名）・司法書士（17名）・消費生活コンサルタント（3名）
顧問（10名）	弁護士（10名）

会員の組織化にこうした変化が生じてきたのはAの会の結成後一年目を迎えたあたりからのことである。これは、被害者会員の破産手続きの進捗状況と密接に関わっている。Aの会の被害者会員の大半が行う破産手続きは、裁判所に破産申立をした時から正式に開始される。申立から最終的に手続きが完了するまで通常は約一年間かかる。この間、債権者は彼らへの取立をしてはならないことになっている。また、その間、当人は新たに借り入れをしないことになっている。要するに、彼らは申立以降一年間は、多額の借金の返済手段を確保するために精神的・時間的・経済的に費やされてきたそれまでの日常から解放されることになる。そしてこの間に、収入を生活費に充てて健全な経済生活を再建するために努力を傾けることとなる。その一方で、彼らは、返済不能な状態が裁判所より正式に認められて（「破産宣告」）から最終的に債務を免除される（「免責許可決定」）までの間は普通に生活する分には差し支えないが、法律上は「破産者」として様々な社会的行動が制限されている。こうしたこともあって、免責決定が出されるまでは毎日を慎重に過ごさざるを得ない。

だが、免責決定が間近になると、今後の生活に必要な最小限の貯金もできており、借金とは決別した新たな生活への期待も出てくる。免責が決定されると彼らはもはや「破産者」ではなく通常の市民として復権する。Aの会では結成一年目を迎えた時期から、精神的・経済的・時間的な余裕を回復した被害者会員が続出する。会の活動は、彼らの積極的な参加によって遂行されるようになってきたのである⁽⁴⁾。

3-3 情報資源

Aの会の差し迫った活動の一つに、個別のケースの債務整理があげられる。Aの会は個々

人の債務整理の援助を行うわけであるが、この活動が遂行されないとAの会は「実績をとまならない」会になってしまう。そこで最後に、Aの会が個別の債務整理の効率化をはかるためにどのようなことを行っているかを考察する。

【専門家同士の相互作用】

医師がケースの経験を通じて患者に対する最善の治療方法を獲得していくのと同じように、弁護士や司法書士や消費生活コンサルタントも多くの事例にあたり専門家同士の交流をはかることによって、債務整理のためのよりよい知識・技術・ノウハウを蓄積していく。定例会やその休憩時間や会終了後の食事会は、そういった情報の交換と蓄積の場を提供している。また、彼ら専門家会員はAの会とは別にクレサラ対協のメンバーとして研究会を定期的に関き、債務整理のための実務研修を重ねている。さらに、他府県のクレサラ対協のメンバーや同業者を介して全国の多重債務者に関連する事例や判例を収集し参照する。専門家の多くは、各職場で個別に職務を遂行している。したがって、こうした専門家同士の交流は、彼らの専門家としてのキャリア形成にも役立つ。情報の交換と蓄積の拠点であるAの会は、そうした専門家会員の会への継続参加を促す側面も持ち合わせている。

【外部団体との関係の構築】

個別のケースの債務整理の効率化をはかるためには、立場を同じくする専門家同士の相互作用だけではなく、会として他機関との関係も構築しなければいけない。主な他機関は、被害者の借入先である業者——ここでは主に消費者金融業者——と業者を取り締まる監督官庁や警察である。

債務者と業者は、互いに契約書を交わし対等な法的関係を取り持つが、現実には両者が相互作用を展開する時には力関係の様相を呈することが多い。実際、弁護士や司法書士が介入して初めて当人に対する違法な取立行為を撤回させるところも少なくない。したがって、個別のケースを担当する場合には、違法な取立行為を行う業者に対しては刑事告発も辞さ

⁴⁴Aの会の被害者が自分の担当者である司法書士や弁護士に最も感謝するのは、破産手続きに入って業者からの取立がピタッと止み平穏な日常を回復できたことに対してである。ある被害者会員の次のような発言にその気持ちがよく表れている。「……もうほんとに、あの、電話やなんやらで、あの、『借金をいつ払う』とか、『なんは今お金持ってる』とかいうことで、もうものすごく切羽詰まってしまってますね、ほんまにもう、生きてる気持ちがないぐらい困ったんです。ところが、その、司法書士さんのお世話になったおかげで、もう年末もそういう電話がプツンと切れてしまったし、お正月もまあ、ほそほそでしたが、あの、気楽に、すごさせていただくことができました……」。こうしたことから、被害者会員のなかには自分を担当した専門家会員に恩義を感じて会に参加する者も多い。その背景には、彼らの経済状況や彼らに付与された社会的イメージから、多くの相談所を渡り歩いても実際に彼らを受け入れる機関があまりに少ないという現状がある。

ないという毅然とした態度が専門家会員には必要とされる。

違法行為を行う業者については監督官庁に対して頻繁に指導の申し入れを行うことも、被害者を担当した専門家会員の重要な仕事の一つである。貸金業者等取立規制を受ける業者が違法な取立行為を行っている時には、所轄の監督官庁に対して当該行為の中止勧告をするよう電話や書面で求める。悪質な場合は、これによって営業停止処分が下ることもある。無許可で営業している業者の場合は、営業リスクも大きい分だけ顧客に対する取立も厳しくなる傾向にある。こうした無許可営業の業者の違法行為や特に悪質な取立を行う貸金業者等取立規制を受ける業者については、警察に届け出る。このように、監督官庁や警察に申し入れを重ねることによって業者の行動を間接的にコントロールし、個別のケースの債務整理を円滑に進めるということもなされている。Aの会は被連協のなかでは「若手」になるが、実績を積んだ「古株」の会ともなると、その会の名前を出しただけで、自宅や職場に毎日取立に来た地元の業者が「諦めて帰る」という。

4 被害者のリアリティ

本稿でこれまで考察してきたことを多重債務者の救済という観点から要約しよう。主に第二節において記述した内容をまとめると、Aの会の活動の特徴は四つあげられる。

①債務整理……当面の債務問題を解決するには、かなりの法的・経済的知識を必要とするため、当該方面の専門家との接触がきわめて重要となる。経済的・情動的資源の乏しい多くの多重債務者は専門家にアクセスする機会を持っていない。定例会においては「個別相談」が、そうした人々を専門家と引き合わせる場を提供している。

②問題の共有……同じ問題を抱える他者を持つことは、実務・精神の両面において重要である。すなわち、彼らは問題の共有者を前にして自分の債務状況を率直に語る。率直な申告は、円滑な債務整理に役立つ。その一方で、同じ問題を抱える者の存在を知ること、彼らは精神的孤立から免れる。これは、特に「自己紹介」の場において展開されている。

③認識の変革……債務整理とは、最終的には貸し手との関係を断絶することを意味する。しかし、数ヶ月から数年、数十年の間に構築されてきた貸し手との関係を精算するにはかなりの勇気が必要とする。貸し手に対して感謝と恐怖という相反する感情を抱いている多重債務者がこれを行うのはそう容易ではない。これを遂行するには、新たな知識を得て、貸し手との関係について認識を改める必要がある。定例会では「勉強会」が主にこの機能を担っている。

④自信の回復……長期にわたって借金生活をしていた者は、返済の重荷から逃れたり、当該問題を他人に知られまいと消極的な人間関係を構築してきた。Aの会への参加を通じて、彼らは役割を付与され、これを遂行する。こうした作業により、自信の回復がはかられる。これは、Aの会が被害者を母体とした運営を理想としていることに反映されている。

以上の諸点を見ると、Aの会で遂行される多重債務者の救済の機能は、専門知識の授与にとどまらず多岐にわたる。だが、第三節で示されたように、時間的・経済的・精神的に余裕のない人々を会の中心に配置して運営するためには、実際にはかなりの工夫を必要とする。すなわち、「生きた制度は『変化とその持続との微妙なバランスの上に可能となる』」（寶月、一九九八：81）。現実には、こうした「微妙なバランス」を保つことができず、会員による会費の使い込みや被相談者の減少や会員の不参加などによって「休眠」状態にある被害者の会も少なくない。被害者の会は、程度の差こそあれ、どこもある種の脆弱さをはらんでいる。本稿で示してきたように、Aの会は、こうした困難に配慮しつつ、専門家会員から経済的・人間的・情動的援助を得て活動を遂行しているのである。

最後に、Aの会のような救済活動が当該問題を抱える人々の意味世界に及ぼす作用について触れておきたい。

債務整理ということだけを考えるならば、多重債務者の救済活動は何もAの会に限らず他機関においても行われている。各種の相談機関でも債務整理に関する情報は入手できるし、弁護士や司法書士の事務所に行けばもっと簡便に手続きが進められるだろう。だが、債務整理そのものは、問題の根本的な解決にはならない。債務整理という法的・経済的な解決がなされたとしても、被害者には日常感覚の回復という社会的な問題が残るからである。バーガーとルックマンは、次のように述べている。日常生活のリアリティは「ルーティーンのなかに具現化」されている一方で、「他者との個人の相互作用のなかでたえず確認しなおされてもいる」（バーガー＝ルックマン、一九七七：241）。多重債務という問題状況が人々に及ぼす最も深刻な影響は、培ってきた日常感覚を失っていく点にある。彼らの多くは、当該問題を抱えることによって周囲の人々との関わりをできるだけ避けるようになる。なかには、他人に知れわたるようなあからさまな取立を受けて、周囲の人々から当人との関わりを避けられる。あるいは、当該問題を抱えた結果、離職したり住居を移転してそれまでのルーティーンが崩壊する。こうした相互作用の稀薄化・断絶やルーティーンの崩壊とは、日常生活のリアリティを再確認したり生活やアイデンティティを軌道修正する機会を失っていくことを意味する。その結果、彼らは、当該問題に対処する気力と能力を失っていく。したがって、極端な場合は債務整理がなされても日常感覚が

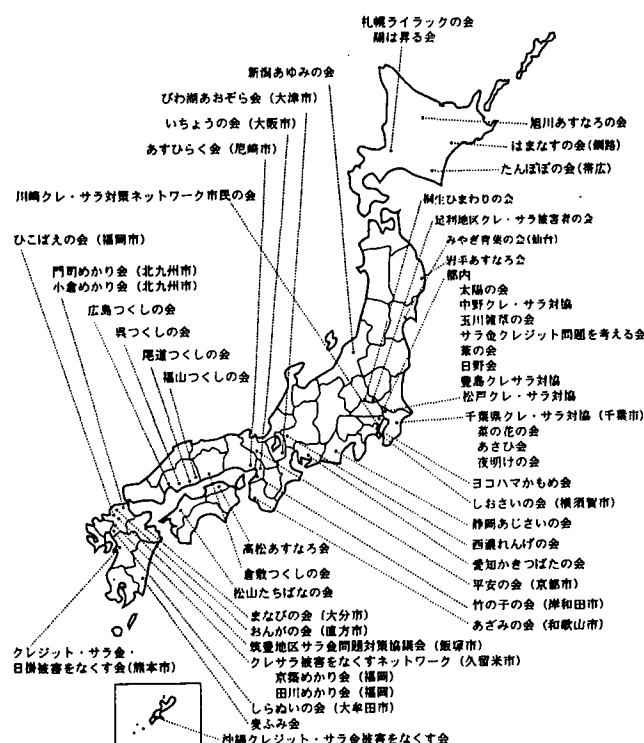
回復されなければ、彼らは再び借金生活に舞い戻ることもあり得るし、債務整理後の「新たな人生」を全うすることも困難になる。大切なのは、債務整理それ自体ではない。債務整理によって長きにわたる借金生活に終止符を打ち、失われた日常感覚を回復するとともに多重債務を創出した生活を再構築することが重要なのである。Aの会では、専門家からの様々な支援を受けながら、同じ境遇にある者同士がAの会という社会的世界の形成と維持に関わっていく。既存の相談機関にはないこうした相互作用のプロセスのなかに、日常感覚の回復や多重債務という問題状況を創出した生活の再構築への契機があるのではないだろうか。

Aの会に関する調査は、1998年5月より開始した。本稿執筆中及びその後も、Aの会の機関誌創刊や独立事務所の開設など様々な変化が見られたが、本稿が対象とする時期は1998年5月～10月に限定した。当該調査期間中は、定例会や役員会や専門家による研修会やマスコミまわりなどの諸々の活動に加わらせて頂き、現在は会の事務局員の一員として調査を継続させて頂いている。最後となったが、日頃お世話になっている会員の方々には、この場を借りて改めてお礼を申し上げたい。いうまでもないが、本稿の内容に関する責任は全て筆者にある。

地図 1

全国被害者の会所在地一覧表

(1998・9・1 現在)



『クレサラ白書』: 290より

文献

Berger, Peter L. and Thomas Luckmann 1966. *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge* (山口節郎訳『日常世界の構成』新曜社 一九七七)

寶月誠 一九九八『社会生活のコントロール』恒星社厚生閣

岩田正美研究室 一九九六「多重債務世帯の生活水準と生活構造——借金返済能力についての家計実態調査」
東京都立大学社会福祉学科

国民生活センター編集・発行 一九八六「クレジット・サラ金債務に関する調査研究」

日本弁護士連合会 一九九四「高裁所在地8地裁の破産事件確定調査記録」『基調報告書 カード社会を考える ——多重債務者の救済を求めて——』

総務庁統計局編集・発行 一九九七『家計調査年報』

吉野正三郎 一九九二「司法書士」渡部保夫他『テキストブック現代司法』日本評論社

クレサラ白書編集委員会編集 一九九八『1998年クレサラ白書』第18回全国クレジット・サラ金被害者交流集会沖縄実行委員会

〔付記〕

本稿は1998年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

(おおやま さや・博士後期課程・日本学術振興会特別研究員)

Lending a Hand to Debtors: An Ethnography of Debtors' Self-help Group

Saya OYAMA

This article is an ethnographic study of the process and structure of the activity of a self-help society. This society is organized by lawyers, judicial scriveners, consumer consultants, and consumers who find it difficult to meet their debts with their income. It was established in 1997 with the aim of helping such debtors clear their debt, in doing so, recovering self-confidence, and restoring the quality of their lives. I discuss the meaning of such self-help activity for debtors, as I specify the historical, interactional and structural features of the society.

The first section contextualizes the group concerned within a broader social context, examining how the social movement for debtors has developed in Japan since 1977.

The second section describes the interactional processes between people at the "regular meeting". The meeting, which is held from 1 pm to 5 pm twice a month, is composed of four parts: presenting oneself, a lecture, an individual consultation, and the exchange of results and impressions. This section profiles the debtors who come to the society for help, and gives a description of their legal status.

The third section analyzes how the people commit themselves to the society, as a social world, from three angles: financial, human, and the practical business information. The financial report informs us that this society is jointly funded by membership fees and contributions collected from experts. Two existing networks of judicial scriveners and consumer consultants form the manpower foundation of the society. All the members work out various strategies to mobilize newcomers. A 'new staff chart' shows the distribution of work, which gives each member a role in the society. Inside and outside the group, experts exchange their knowledge and skills to clear the consumers' debts. They make further requests to the authorities to control creditors in order to allow the smooth settlement of debt.

The final section summarizes the characteristics of their activity, and implies that debtors can get the opportunity to reconstruct their everyday reality and to change their lives through participation in the self-help society.